

あま市における中核機関及び権利擁護支援センターに備えるべき機能の検討

	支援の段階	国基本計画における 具体的機能等	国基本計画における 7つの場面	求められる具体的な役割	中核機関及びセンターに 備えるべき機能の優先度
1	広報・啓発	広報機能	【場面1】制度の広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修や講演会等による周知及び広報 <ul style="list-style-type: none"> －制度を本人、家族、住民、地域の福祉関係者が理解し、潜在対象者を発見する。 	必須
2	相談受付・アセスメント・ 支援方針の検討段階	相談機能	【場面2】相談・発見 【場面3】情報集約	<ul style="list-style-type: none"> 明確な相談窓口の設置 (自治体及び中核機関) <ul style="list-style-type: none"> －本人、親族、支援者、福祉施設、病院、事業所等への相談対応や相談会等を行い、相談につながりやすい環境を整備する。 相談機関における検討への専門職の派遣(法律・福祉)、権利擁護支援のアセスメント、後見ニーズの見極め <ul style="list-style-type: none"> －地域の相談支援機関等のケース検討に参加し、債務や契約などの課題に関する法的な課題を明確にする。 支援方針の検討・決定 首長申立て判断等 <ul style="list-style-type: none"> －ケース検討で成年後見ニーズを分析・判断して支援方針を見立て、判断する。 日常生活自立支援事業からの移行 生活困窮者自立支援事業等の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> －利用者の判断能力が低下しても、本人の状態変化に応じて、適切な時期に成年後見制度等の利用につなぐ。 任意後見開始等のタイミングに関する助言やサポート <ul style="list-style-type: none"> －任意後見契約を締結した本人の判断能力が低下しても適切な時期に任意後見開始等の助言やサポートを継続的に行う。 	<p>必須</p> <p>必須</p> <p>必須</p> <p>必須</p> <p>必要に応じて実施する。</p>

あま市における中核機関及び権利擁護支援センターに備えるべき機能の検討

	支援の段階	国基本計画における 具体的機能等	国基本計画における 7つの場面	求められる具体的な役割	中核機関及びセンターに 備えるべき機能の優先度
3	成年後見制度の利用促進段階 (候補者推薦段階)	成年後見制度 利用促進機能	【場面4】地域体制整備 【場面5】後見等申立	<ul style="list-style-type: none"> ・申立てに関わる相談・支援 <ul style="list-style-type: none"> －本人や親族等の申立者に対して、申立てを行いやすくなるよう相談・支援する。 －必要に応じて首長申立てを行う。 ・適切な成年後見人候補者推薦のための検討(候補者・チームの見立て) <ul style="list-style-type: none"> －情報を集約して誰が(どの専門職が)ふさわしいかマッチングできるようにする。 ・市民後見人の研修等養成 <ul style="list-style-type: none"> －適切な成年後見人候補者を増やし、支援の担い手として市民後見人を養成する。 ・法人後見の担い手育成や活動支援 <ul style="list-style-type: none"> －長期的な支援を要するケースなど地域で柔軟に対応できる支援体制を整える。 	<p>必須</p> <p>申立てすることになれば、候補者を調整することとなるため、関連して必要な機能となりうる。</p> <p>相談傾向などから、望ましい市民後見人像は実績を積んでから検討する。</p> <p>相談傾向などから、法人後見の実施やあり方は実績を積んでから検討する。</p>
4	後見人等への支援段階 (モニタリング・バックアップ段階)	後見人支援機能	【場面6】後見等開始後の継続的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム等支援会議の調整やコーディネート <ul style="list-style-type: none"> －後見人選任後、本人を支えるチームを再編成し、相談・連携体制を整える。 ・後見人等の相談窓口の明確化やバックアップ体制 <ul style="list-style-type: none"> －本人・後見人が中核機関と連携することで後見活動を支え、適切な支援を提供する。 ・家庭裁判所との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> －中核機関が家裁と連携し、本人の状態変化に伴い類型や後見人変更等調整する。 ・報告書等書類作成支援 <ul style="list-style-type: none"> －家裁への報告書の作成を支援する。 	<p>ケースに応じて実施する。</p> <p>同上</p> <p>類型や後見人の変更を要するケースを把握したら、実施する。</p> <p>相談があった際には必要に応じて家裁と連携する。</p>
5	-	不正防止効果	【場面7】後見人等の不正防止	・後見人等の不正防止	状況に応じて対応する。